

愛媛県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準

法第 59 条第 1 項に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る審査基準は以下による。

【用語の定義】

法	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）をいう。
国土交通省令	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）をいう。
支援業務	法第 62 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人が実施する業務をいう。
債務保証業務	法第 62 条第 1 号に規定する業務をいう。
残置物処理等業務	法第 62 条第 5 号に規定する業務をいう。

（実施体制等）

1 法第 60 条第 2 項第 1 号に規定する支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること（法第 59 条第 1 項第 1 号関係）

（1）支援業務の実施のために必要な組織、人員及び運営の体制を確保していること

（2）支援業務を行う区域が定められていること

（3）支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること

（4）家賃債務の保証について、申請法人が自ら行わない場合にあっては、家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図ること

（5）支援業務に関する愛媛県居住支援協議会又は市町において設立された居住支援協議会との連携手法について、次のいずれかであること

ア 居住支援協議会の構成員等となることによる連携体制が確保されていること

イ 地方公共団体又は居住支援協議会から要配慮者の相談先として紹介されるなどの連携体制が確保されていること

（6）法第 4 条に規定する基本方針及び法第 5 条に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであることその他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に資するものであること

（7）債務保証業務を行う場合にあっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の家賃債務保証の実施に関する法令等を遵守させるために必要な研修その他の措置が講じられていること

（8）債務保証業務を行う場合にあっては、債務保証業務に関する相談又は苦情

に応ずるための体制が整備されていること

(財源・実績)

- 2 支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること（法第 59 条第 1 項第 2 号関係）
- （1）次に掲げる区分に応じて、各業務について、申請者又はその役員が 1 年以上継続して事業（活動）していること
- ア 法第 62 条第 2 号から第 4 号に掲げる支援業務を行う場合にあっては、実施しようとする支援業務
- イ 債務保証業務を行う場合にあっては、賃貸住宅の賃借人に対する家賃債務保証業務（ただし、本規定内にあっては、登録住宅入居者に対する家賃債務保証業務でなくてもよい。）
- ウ 残置物処理等業務を行う場合にあっては、残置物処理等業務またはこれに類似する業務（本規定内において、遺品整理、原状回復及び生前整理等に係る業務をいう。）
- （2）支援業務の実施にあたり、必要な資格及び実績を有する職員が直接関与していること
- （3）支援業務に必要な自主財源を有していること
- （4）法人として、債務超過の状態（負債の総額が資産の総額を上回る状態）にないこと

(業務遂行能力等)

- 3 法第 59 条第 1 項第 2 号に掲げるもののほか、債務保証業務又は残置物処理等業務を行う場合にあっては、当該業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに当該業務を確実に遂行するために必要と認められる財産的な基礎であって国土交通省令第 29 条で定めるものを有するものであること（法第 59 条第 1 項第 3 号関係）
- （1）債務保証業務を行う場合、次に掲げるいずれかの業務の経験に基づく知識及び能力を有し、保証契約等の募集及び締結、当該保証契約に基づく債務の弁済、求償権の行使その他の業務を、法第 20 条第 2 項の登録住宅入居者その他の者の権利を侵害することができないよう公正かつ適確に行うことができるものであること
- ア 法第 62 条第 2 号から第 5 号までに掲げるいずれかの業務の経験
- イ 国土交通省令第 20 条第 2 号の登録を受けている者としての業務の経験
- ウ 社会福祉協議会の事業に係る業務の経験などのその他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験
- （2）残置物処理等業務を行う場合、次に掲げるいずれかの業務の経験に基づく知識及び能力を有し、住宅確保要配慮者の意向の把握、残置物処理等業務に係る契約の締結、当該契約に基づく事務の処理その他の業務を当該住宅確保

要配慮者及びその相続人その他の者の利益のために公正かつ適確に行うことができるものであること

- ア 法第 62 条第 1 号から第 4 号までに掲げるいずれかの業務の経験
- イ 弁護士、司法書士等の事務所における法律関係業務などの法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の経験
- ウ 社会福祉協議会の事業に係る業務の経験などのその他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験

(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること

- ア 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産及び損益の状況が良好であること
- イ 財産及び損益の状況が申請の日の属する事業年度以降良好に推移することが見込まれること
- ウ 行おうとする債務保証業務又は残置物処理等業務の内容、規模及び態様に照らして、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的基礎を有するものであること（債務保証業務を行う場合にあっては、純資産額が 1 千万円以上であること）

(役員又は職員の構成)

4 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（法第 59 条第 1 項第 4 号関係）

(1) 役員等が次のいずれかに該当しないこと

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目のいずれかに該当するもの

(2) 4 (1) に掲げるもののほか、債務保証業務を行う場合にあっては、役員等が次のいずれかに該当しないこと

- ア 家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）第 28 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前 30 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）

- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項の規定を除く。）に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 21 条第 1 項（同法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 条の 4 第 2 項、第 24 条の 5 第 2 項及び第 24 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 債務保証業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認められるに足りる相当の理由がある者
- オ 精神の機能の障害により債務保証業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目のいずれかに該当するもの

（公正な業務の実施）

- 5 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（法第 59 条第 1 項第 5 号関係）
 - （1）原則、支援業務以外の業務を行う組織との分離がなされていること
 - （2）居住支援以外の業務で営利目的につながる事業が組織内にある場合は、居住支援業務とそれ以外の業務とをそれぞれ独立した部署で行うとともに、担当役員を置くこと
 - （3）債務保証業務又は残置物処理等業務を行う場合は、債務保証業務及びその関連業務、残置物処理等業務及びその関連業務、それ以外の業務で区分経理がなされていること

（その他）

- 6 法第 59 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること（法第 59 条第 1 項第 6 号関係）
 - （1）法人の定款等において、支援業務を実施するために必要な記載がなされていること
 - （2）業務運営上知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられていること

- (3) 指定を受けようとする法人が次のいずれにも該当しないこと
- ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人
 - イ 法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過しない法人
 - ウ 支援業務の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある法人
 - エ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
 - オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は業務の補助者として使用するおそれのある法人
 - カ 債務保証業務を行う場合にあっては、家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）第 28 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- (4) 県内に事務所を有する、又は設置しようとする法人であること（但し、債務保証業務、相談業務等、支援業務の種類により、県内に事務所を有しなくても、支障がないと認められる場合は、この限りではない）
- (5) 法令等遵守のために必要な組織体制、内部規則等が適切に整備されていること（法令等に違反し処分又は指導監督を受けた場合において、適切な改善措置が取られていること等を含む）
- (6) 債務保証業務を行う場合にあっては、家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）第 3 章の規定（同告示第 12 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 25 条の規定を除く。）を遵守して債務保証業務を行うものであること（第 3 章中「家賃債務保証業者」とあるのは、「債務保証業務を行う住宅確保要配慮者居住支援法人」とする。）

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

改正後の基準は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

改正後の基準は、平成 30 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

改正後の基準は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の基準は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。